

改正後の個人情報保護法の権限の変更について

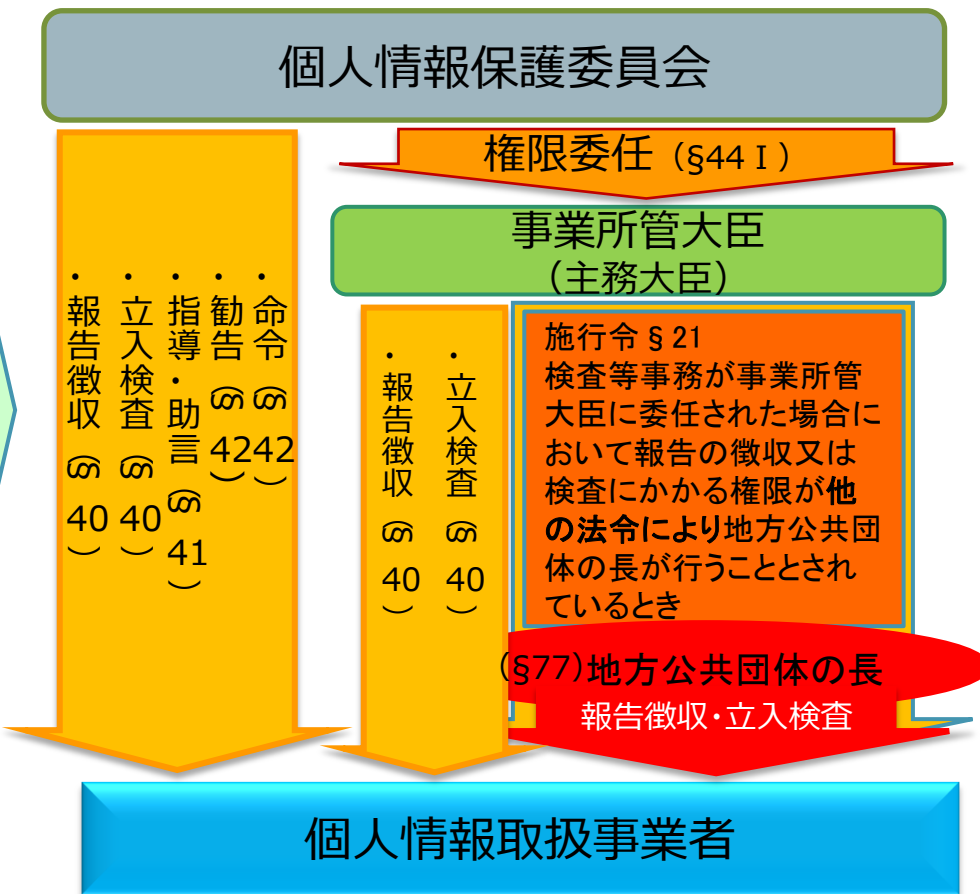
(他の法令により事業者への報告徴収等の監督事務を地方公共団体の長等が行うこととされている場合)

- 個人情報保護法の改正により、個人情報保護委員会へ権限が一元化されることとなりますが、事業所管大臣に委任されない権限については、たとえそれが他の法令により報告徴収・立入検査の事務が自治体の事務とされている場合であっても、同委員会が実施することとなります。
- 他方、事業所管大臣に委任された権限について、他の法令により報告徴収・立入検査の事務が自治体の事務とされている場合は、現行と同様に自治体を実施することとなります。

<改正前>



<改正後> ※ 条項は改正後の条項を指す



個人情報保護委員会に権限の一元化